

都道府県連盟の代表者各位  
認定サークル会員の皆様  
公認指導員各位

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟  
普及本部長 中道俊之

### With コロナ時代に向けた ダンスサークル活動ガイドライン(Ver.4)について

認定サークルの活動にあたっては、2020年7月20日付でガイドライン Ver3 を通知しておりますが、首都圏1都3県で延長されていた緊急事態宣言が21日をもって解除されました。

このことを受けまして JDSF ではガイドラインを見直しました。

コロナ感染の収束が未だ見えない中、国民生活の中における感染防止策の徹底は新しい生活様式となりつつあり、スポーツ活動もあらゆる分野において感染防止策を講じながら活動しています。ダンスサークル活動も、このガイドラインに沿って感染防止策を徹底した上で活動していただきますよう通知します。

#### ① 最優先で遵守すべきこと

ダンスサークル活動に際しては、施設管理者が示す利用条件を最優先で遵守すること。

#### ② 特定利用者に限定することについて

- ・公共施設等におけるサークル活動は、当分の間、継続的に同一施設で活動する競技選手及び選手以外のサークル会員並びに指導者（以下「特定利用者」）に限定するものとし、見学者等が入退室する場合には特定利用者と同じような感染防止策を講ずるよう十分注意すること。
- ・ダンススポーツは組相手と密接するコンタクトスポーツであり、お互いの健康状態については常に共有を図り体調管理については相互に確認しあうこと。
- ・発熱等の症状があった場合は練習やサークル活動を中止し速やかに医師の診察を受け、感染が確認された場合は関係機関の指示に従うこと。

#### ③ ホテル等における飲食を伴うダンス関係イベントについて

- ・ホテル又は飲食店等と感染防止対策について事前の十分な協議を行って感染防止対策を講ずること。

#### ④ 専ら練習を目的とする交流イベントについて

- ・1曲のダンスタイムを1分30秒程度に設定し密接時間を少なくすること。
- ・ダンスタイム中は、マスクを着用し会話は禁止すること。
- ・必要に応じ健康チェックシートの提出を求めること。

#### ⑤ 密集防止とソーシャルディスタンスの確保について

- ・活動にあたっては、日常的に行動を共にしている特定利用者同士の場合はカップル単位で、それ以外の場合は人単位でソーシャルディスタンス平均2m以上を維持すること。
- ・ソーシャルディスタンスを維持できない場合は、入室人数を調整すること。

⑥ 安心安全を第一とし、無理のない活動とすることについて

- ・サークル活動日の当日は、事前の体温確認を徹底すること。
- ・体調に変調がある場合は活動を自粛すること。
- ・原則としてマスクを着用すること。さらに指導者など「たくさん声を出して指導するような人」は、必要に応じフェイスシールドも着用すること。なお、マスク着用の場合は酸欠・熱中症にも注意し、無理な活動は行わないこと。
- ・マスク等を着用しても大声は禁物とし、必要に応じてマイクを利用すること。
- ・活動中は頻繁（最低でも 30 分に 1 回以上）に換気を行うこと。
- ・運動量の激しいエクササイズは、当面、屋外環境に近い十分な換気ができる状況以外では行わないこと。

⑦ 施設利用の際の留意事項について

- ・入退室時間と氏名、連絡先を記録すること。
- ・入室時と退出時に備え付けの消毒設備でアルコール手指消毒を徹底すること。備え付けがない場合はサークルで準備すること。
- ・土足のままの施設では入室前にダンスシューズに履き替えること。
- ・水分補給以外の飲食はしないこと。
- ・更衣室の使用は控え、やむを得ない時でも集団での使用はしないこと。

⑧ 都道府県連盟がガイドラインを定めた場合の対応について

- ・各都道府県連盟が独自のガイドラインを策定した場合には当該都道府県連盟のガイドラインを遵守すること。

⑨ 都道府県連盟の対応について

- ・都道府県連盟は、当該都道府県における独自のガイドラインを策定する場合はあらかじめ JDSF に協議すること。
- ・都道府県連盟は、当該都道府県の感染状況等を踏まえた感染防止対策を施しつつ、会員の元気回復の観点から都道府県連盟として可能な事業実施に努めること。